

県議会議員の定数等の見直し（素案）

岩手県議会では令和6年10月に「議員定数等検討会議」を設置し、岩手県議会議員の選挙区及び定数について、総合的に検討を行った結果、次のとおり見直しの素案を策定しました。

1 見直し内容

【総定数の変更】

- ・ 総定数を48人から46人にする。

【選挙区と定数の変更】

- ・ 遠野選挙区と釜石選挙区を合区（※）して、定数を2人にする。
※ 今まで別々になっていた選挙区を一つに統合すること。

【定数の変更】

- ・ 一関選挙区の定数を5人から4人にする。

2 見直し後の選挙実施時期

次の一般選挙（令和9年9月見込）から適用する。

3 見直しの考え方 ※検討状況は資料1のとおり

(1) 総定数について

今後の人口減少の推移や地域バランス等を考慮し、現行の定数48を2削減し、46とすることとされた。

(2) 選挙区の設定について

現在、一人区である遠野選挙区については、配当基数が1を下回り、公職選挙法第15条第3項の、いわゆる市の区域の任意合区に該当する。

本県議会においては、これまで、一人区は無競争の傾向があり、無投票を重ねると住民の関心が薄れるおそれがあることから、選挙区の設定に当たっては、できるだけ一人区を解消することとして検討を進めてきており、遠野選挙区と釜石選挙区を合区することとされた。

【遠野選挙区と釜石選挙区を合区する主な理由】

- ・ 公職選挙法第15条第7項の趣旨に最もかなっている。
- ・ 遠野市の中心部からの距離、旧上閉伊郡の郡域、警察署統合の動きなどを踏まえると、花巻市よりも釜石市の方が遠野市との親和性が高い。
- ・ 今後、人口減少が進むことを考えると、以前からのつながりや枠組みがあり、親和性がある釜石選挙区と遠野選挙区が合区することによって、釜石選挙区の現行定数2を維持できると思料する。

(3) 選挙区ごとの定数配分について

公職選挙法第15条第8項の規定において、各選挙区の議員の数は人口に比例して配分することとされていることから、これによることとされた。

議員定数等検討会議における検討状況

1 総定数について（地方自治法第 90 条）

総定数については、今後の人口減少の推移や地域バランス等を考慮し、現行の定数 48 から 2 削減し、46 とすることとされた。

2 選挙区の設定について（公職選挙法第 15 条）

都道府県議会の議員の選挙区は、公職選挙法第 15 条第 1 項において、「一の市の区域」、「一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域」、「隣接する町村の区域を合わせた区域」のいずれかによることを基本とし、条例で定めることとされており、本県では、14 の選挙区が設定されているが、遠野選挙区と釜石選挙区を合区する意見と、花巻選挙区と遠野選挙区を合区する意見が出され、遠野選挙区と釜石選挙区を合区することとされた。

なお、検討の過程において、次のような意見が交わされた。

○遠野選挙区と釜石選挙区を合区する

- ・ 遠野選挙区と釜石選挙区を合区するのが、公職選挙法第 15 条第 7 項の趣旨に最もかなっている。
- ・ 花巻市及び釜石市における通勤者・通学者で見る流入者数・流出者数の地域別割合をそれぞれ見ると、生活圏については、釜石市の方が遠野市と密接な関係にあると言える。
- ・ 誘致企業の関係で、遠野市と釜石市の経済交流が盛んに行われている。
- ・ 遠野市の中心部からの距離は釜石市の方が近いこと、明治 30 年に、現在の遠野市、遠野町を除く釜石市及び大槌町で旧上閉伊郡が発足されたこと、数年後をめぐり、釜石警察署に遠野警察署が統合されることなどを踏まえると、花巻市よりも釜石市の方が遠野市との親和性が高いと判断する。
- ・ 今後、人口減少が進むことを考えると、以前からのつながりや枠組みがあり、親和性がある釜石選挙区と遠野選挙区が合区することによって、釜石選挙区の現行定数 2 を維持できると思料する。

○花巻選挙区と遠野選挙区を合区する

- ・ 遠野選挙区と花巻選挙区を合区とするのが、遠野市が県南広域振興局に含まれる考え方や、県が長年積み重ねた政策判断との整合性を踏まえると、公職選挙法第 15 条第 7 項の趣旨に合致している。
- ・ 遠野市における通勤者・通学者で見る流入者・流出者数の地域別割合は花巻市が最も多くなっており、生活圏については遠野市と花巻市は密接な関係があると言える。
- ・ 県南広域振興局の設定は、遠野市が、通勤、消費行動、保健医療など生活の交流地域が、花巻・北上地域に移行しており、製造業（電気・機械系）や農業などの産業構造が岩手中部地域と類似することを踏まえている。
- ・ 二次保健医療圏においては花巻市と遠野市は同じ圏域で、保健医療政策において密接な関係があり、法務局も同じ管轄となっているほか、ごみ処理において、遠野市は花巻市、北上市、西和賀町と広域行政組合を構成して事業に取り組んでいる。
- ・ 今後、人口減少が進むことを考えると、過去の歴史より現在の生活状況や経済状況など、人の流れを重視すべきで、人の流れが北上川沿いに流れていくのは避けられない状況である。

公職選挙法第 15 条第 7 項（抜粋）

選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

3 選挙区ごとの定数配分について（公職選挙法第 15 条第 8 項）

公職選挙法第 15 条第 8 項の規定において、各選挙区の議員の数は人口に比例して配分することとされていることから、これによることとし、この結果、遠野選挙区と釜石選挙区の合区による新たな選挙区と、一関選挙区の定数が、現在の選挙区で試算した場合に比べ、それぞれ 1 削減されることとなった。

岩手県議会議員選挙区図（見直し後）



※1 カッコ内の数字は選挙区の定数

※2 網掛けは見直しがある選挙区

選挙区の新旧対照表

旧		
選挙区		議員数
名称	区域	
盛岡	盛岡市	11
宮古	宮古市 山田町 岩泉町 田野畑村 普代村	3
大船渡・ 陸前高田	大船渡市 陸前高田市 住田町	2
花巻	花巻市	4
北上	北上市 西和賀町	4
久慈	久慈市 野田村 洋野町	2
二戸	二戸市 一戸町 軽米町 九戸村	2
遠野	遠野市	1
釜石	釜石市 大槌町	2
一関	一関市 平泉町	5
八幡平	八幡平市 葛巻町 岩手町	2
奥州	奥州市 金ヶ崎町	5
滝沢	滝沢市 雫石町	3
紫波	紫波町 矢巾町	2
14 選挙区	議員定数合計	48



新		
選挙区		議員数
名称	区域	
盛岡	盛岡市	11
宮古	宮古市 山田町 岩泉町 田野畑村 普代村	3
大船渡・ 陸前高田	大船渡市 陸前高田市 住田町	2
花巻	花巻市	4
北上	北上市 西和賀町	4
久慈	久慈市 野田村 洋野町	2
二戸	二戸市 一戸町 軽米町 九戸村	2
釜石・ 遠野	遠野市 釜石市 大槌町	2
一関	一関市 平泉町	4
八幡平	八幡平市 葛巻町 岩手町	2
奥州	奥州市 金ヶ崎町	5
滝沢	滝沢市 雫石町	3
紫波	紫波町 矢巾町	2
13 選挙区	議員定数合計	46

選挙区ごとの定数の試算

資料 4

1 素案による試算

現行		令和7年国勢調査結果(速報値)に基づく選挙区ごとの定数									
選挙区	定数 a	市町村名	人口	配当 基数	左の うち 整数 b	小数点 以下 順位	繰上 c	定数 d=b+c	議員 一人当た りの 人口	較差	現行 定数 との差 d-a
計	48		1,125,502	-	38	-	8	46	24,467	-	△2
盛岡	11	盛岡市	278,636	11.388	11	12	0	11	25,331	1.347	0
宮古	3	選挙区計	69,207	2.829	2	5	1	3	23,069	1.227	0
		宮古市	44,277	1.810							
		山田町	12,689	0.519							
		岩泉町	7,429	0.304							
		田野畑村	2,680	0.110							
		普代村	2,132	0.087							
大船渡・ 陸前高田	2	選挙区計	51,361	2.099	2	13	0	2	25,681	1.366	0
		大船渡市	30,606	1.251							
		陸前高田市	16,418	0.671							
		住田町	4,337	0.177							
花巻	4	花巻市	87,272	3.567	3	7	1	4	21,818	1.161	0
北上	4	選挙区計	95,215	3.892	3	2	1	4	23,804	1.266	0
		北上市	90,861	3.714							
		西和賀町	4,354	0.178							
久慈	2	選挙区計	46,673	1.908	1	1	1	2	23,337	1.241	0
		久慈市	29,645	1.212							
		洋野町	13,415	0.548							
		野田村	3,613	0.148							
遠野	1	遠野市	0	0.000	0	14	0	0	-	-	△1
釜石・ 遠野	2	選挙区計	60,535	2.474	2	9	0	2	30,268	1.610	0
		遠野市	22,653	0.926							
		釜石市	28,012	1.145							
		大槌町	9,870	0.403							
一関	5	選挙区計	108,342	4.428	4	10	0	4	27,086	1.441	△1
		一関市	101,916	4.165							
		平泉町	6,426	0.263							
二戸	2	選挙区計	45,145	1.845	1	4	1	2	22,573	1.201	0
		二戸市	22,999	0.940							
		一戸町	10,015	0.409							
		軽米町	7,414	0.303							
		九戸村	4,717	0.193							
八幡平	2	選挙区計	37,600	1.537	1	8	1	2	18,800	1.000	0
		八幡平市	22,058	0.902							
		葛巻町	4,880	0.199							
		岩手町	10,662	0.436							
奥州	5	選挙区計	119,028	4.865	4	3	1	5	23,806	1.266	0
		奥州市	103,899	4.246							
		金ヶ崎町	15,129	0.618							
滝沢	3	選挙区計	68,014	2.780	2	6	1	3	22,671	1.206	0
		滝沢市	53,740	2.196							
		雫石町	14,274	0.583							
紫波	2	選挙区計	58,474	2.390	2	11	0	2	29,237	1.555	0
		紫波町	31,470	1.286							
		矢巾町	27,004	1.104							

※1 配当基数は、選挙区の人口を「議員一人当たりの人口」(1,125,502/46=24,467人)で割った数であること。

※2 較差の欄は、議員一人当たりの人口が最少である八幡平選挙区を「1」とした場合の比率であること。

選挙区ごとの定数の試算

2 現行どおりの選挙区による試算

現行		令和7年国勢調査結果(速報値)に基づく選挙区ごとの定数									
選挙区	定数 a	市町村名	人口	配当 基数	左の うち 整数 b	小数点 以下 順位	繰上 c	定数 d=b+c	議員 一人当た りの 人口	較差	現行 定数 との差 d-a
計	48		1,125,502	-	37	-	9	46	24,467	-	△2
盛岡	11	盛岡市	278,636	11.388	11	13	0	11	25,331	1.337	0
宮古	3	選挙区計	69,207	2.829	2	6	1	3	23,069	1.218	0
		宮古市	44,277	1.810							
		山田町	12,689	0.519							
		岩泉町	7,429	0.304							
		田野畑村	2,680	0.110							
		普代村	2,132	0.087							
大船渡・ 陸前高田	2	大船渡市	51,361	2.099	2	14	0	2	25,681	1.356	0
		大船渡市	30,606	1.251							
		陸前高田市	16,418	0.671							
		住田町	4,337	0.177							
花巻	4	花巻市	87,272	3.567	3	8	1	4	21,818	1.152	0
北上	4	選挙区計	95,215	3.892	3	3	1	4	23,804	1.257	0
		北上市	90,861	3.714							
		西和賀町	4,354	0.178							
久慈	2	選挙区計	46,673	1.908	1	2	1	2	23,337	1.232	0
		久慈市	29,645	1.212							
		洋野町	13,415	0.548							
		野田村	3,613	0.148							
遠野	1	遠野市	22,653	0.926	0	1	1	1	22,653	1.196	0
一関	5	選挙区計	108,342	4.428	4	11	0	4	27,086	1.430	△1
		一関市	101,916	4.165							
		平泉町	6,426	0.263							
釜石	2	選挙区計	37,882	1.548	1	9	1	2	18,941	1.000	0
		釜石市	28,012	1.145							
		大槌町	9,870	0.403							
二戸	2	選挙区計	45,145	1.845	1	5	1	2	22,573	1.192	0
		二戸市	22,999	0.940							
		一戸町	10,015	0.409							
		軽米町	7,414	0.303							
		九戸村	4,717	0.193							
八幡平	2	選挙区計	37,600	1.537	1	10	0	1	37,600	1.985	△1
		八幡平市	22,058	0.902							
		葛巻町	4,880	0.199							
		岩手町	10,662	0.436							
奥州	5	選挙区計	119,028	4.865	4	4	1	5	23,806	1.257	0
		奥州市	103,899	4.246							
		金ヶ崎町	15,129	0.618							
滝沢	3	選挙区計	68,014	2.780	2	7	1	3	22,671	1.197	0
		滝沢市	53,740	2.196							
		雫石町	14,274	0.583							
紫波	2	選挙区計	58,474	2.390	2	12	0	2	29,237	1.544	0
		紫波町	31,470	1.286							
		矢巾町	27,004	1.104							

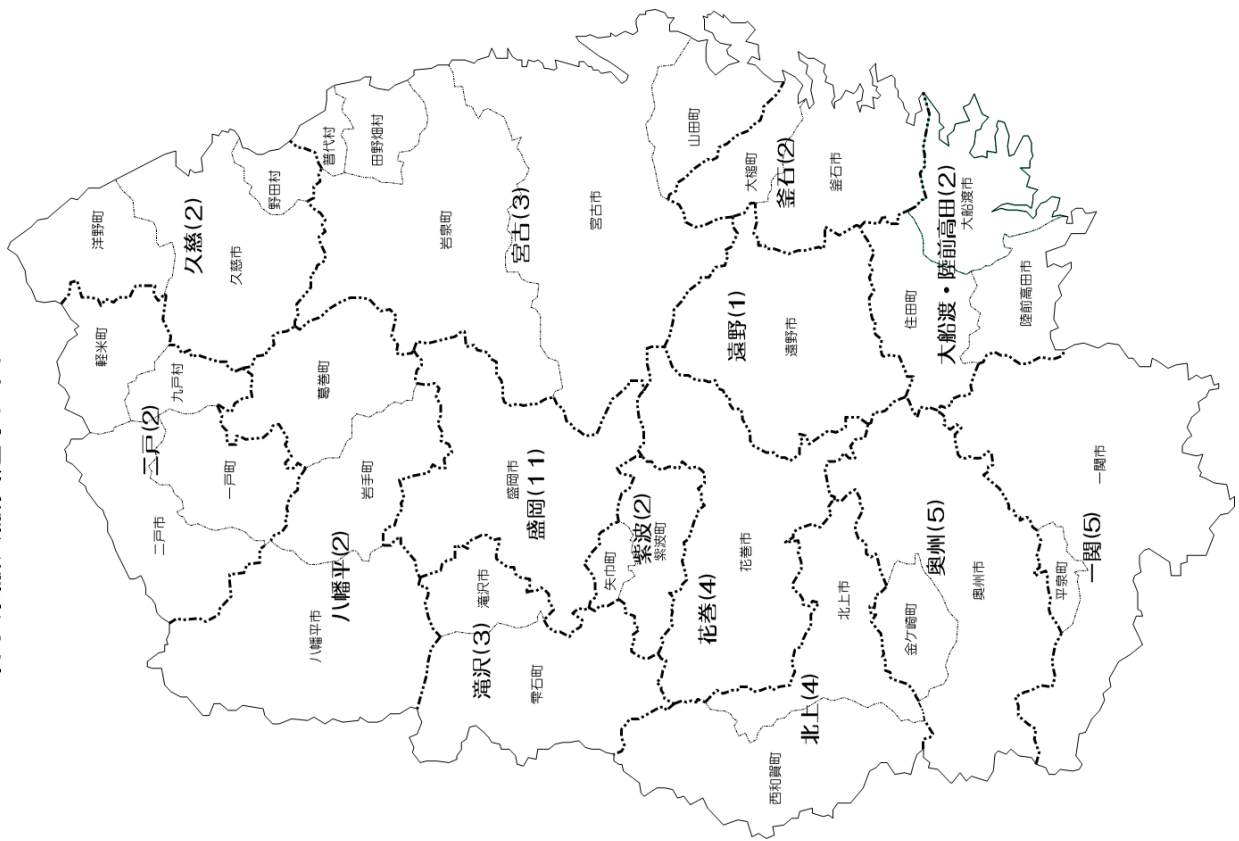
※1 配当基数は、選挙区の人口を「議員一人当たりの人口」(1,125,502/46=24,467人)で割った数であること。

※2 較差の欄は、議員一人当たりの人口が最少である釜石選挙区を「1」とした場合の比率であること。

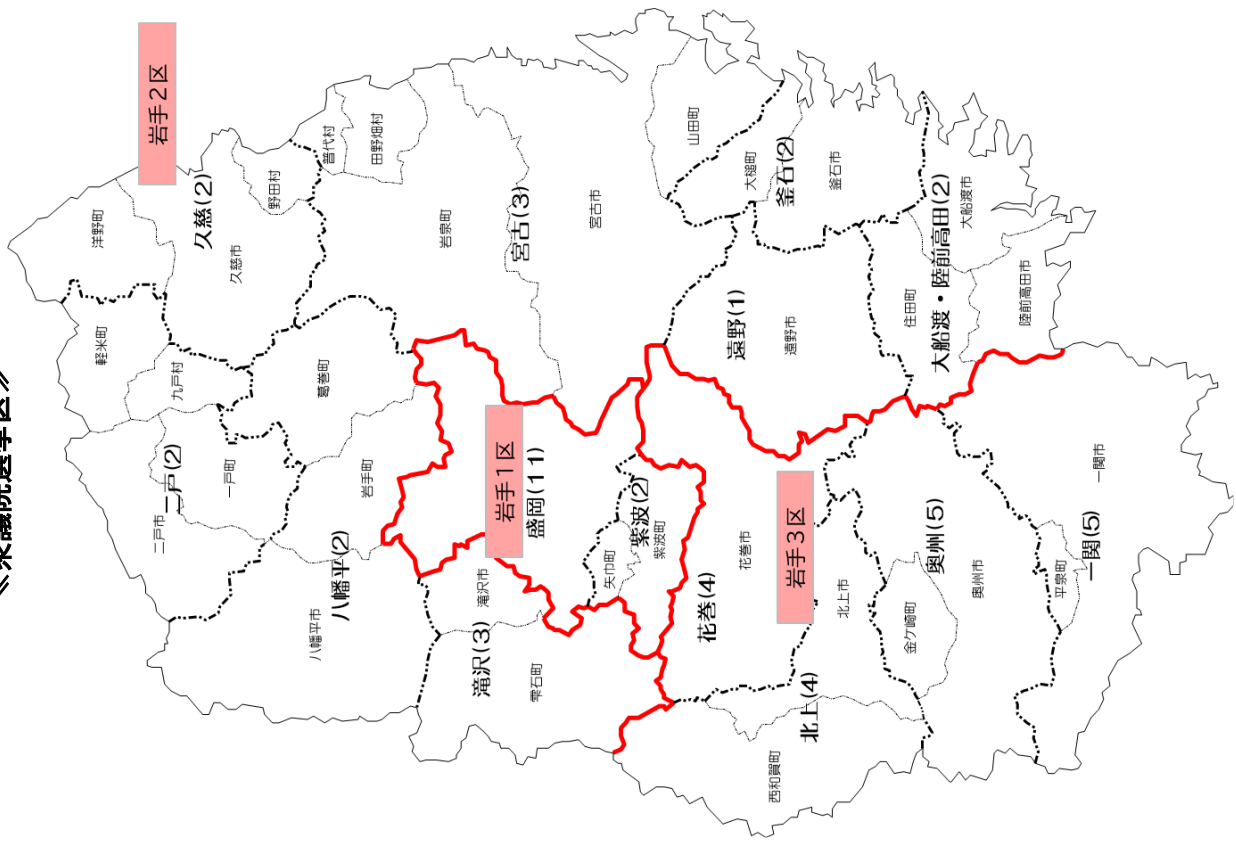
選挙区設定等の検討に係る追加配付資料等

- 現行の選挙区図等 (R8. 3. 5追加配付)
- 盛岡地方事務局の管轄 (供託)、旧上閉伊郡の郡域 (R8. 3. 5追加配付)
- 岩手県ごみ処理広域化計画における広域ブロックの区割り (R8. 6. 12追加配付)
- 同一の管轄区域に遠野市、釜石市及び大槌町が含まれる国の行政機関 (R8. 4. 14追加配付)
- 遠野市における通勤者・通学者で見える流入者数・流出者数の地域別行動割合 (出典：RESAS) (R8. 3. 5追加配付)
- 花巻市、釜石市及び大槌町における通勤者・通学者で見える流入者数・流出者数の地域別行動割合 (出典：RESAS) (R8. 4. 14追加配付)
- 令和7年度第3回岩手県人口問題対策本部会議資料 (抜粋) (岩手県の人口動向) (R8. 3. 5追加配付)
- 警察署再編整備計画案 (抜粋) (R8. 3. 5追加配付)
- 遠野市が県南広域振興圏に含まれる考え方と検討の経過について (R8. 5. 26追加配付)

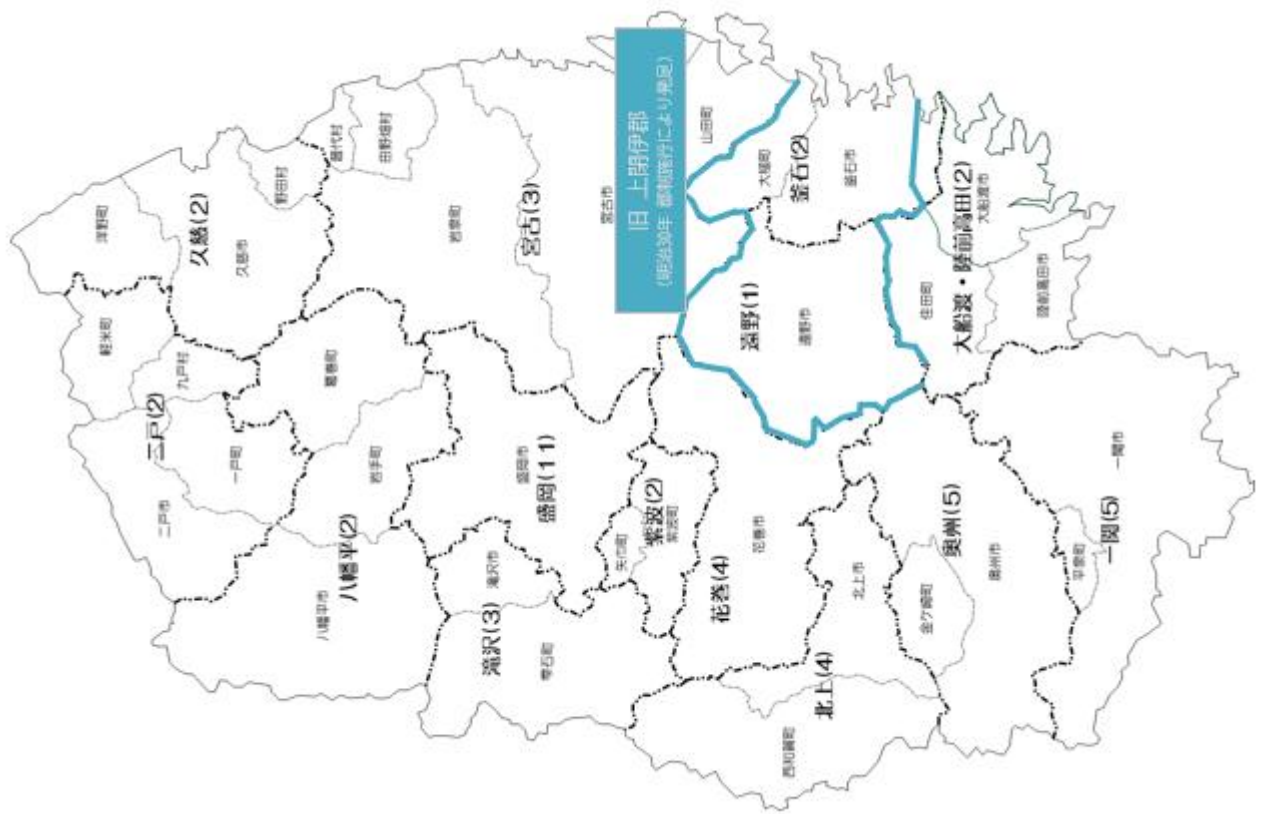
《岩手県議会議員選挙区図》



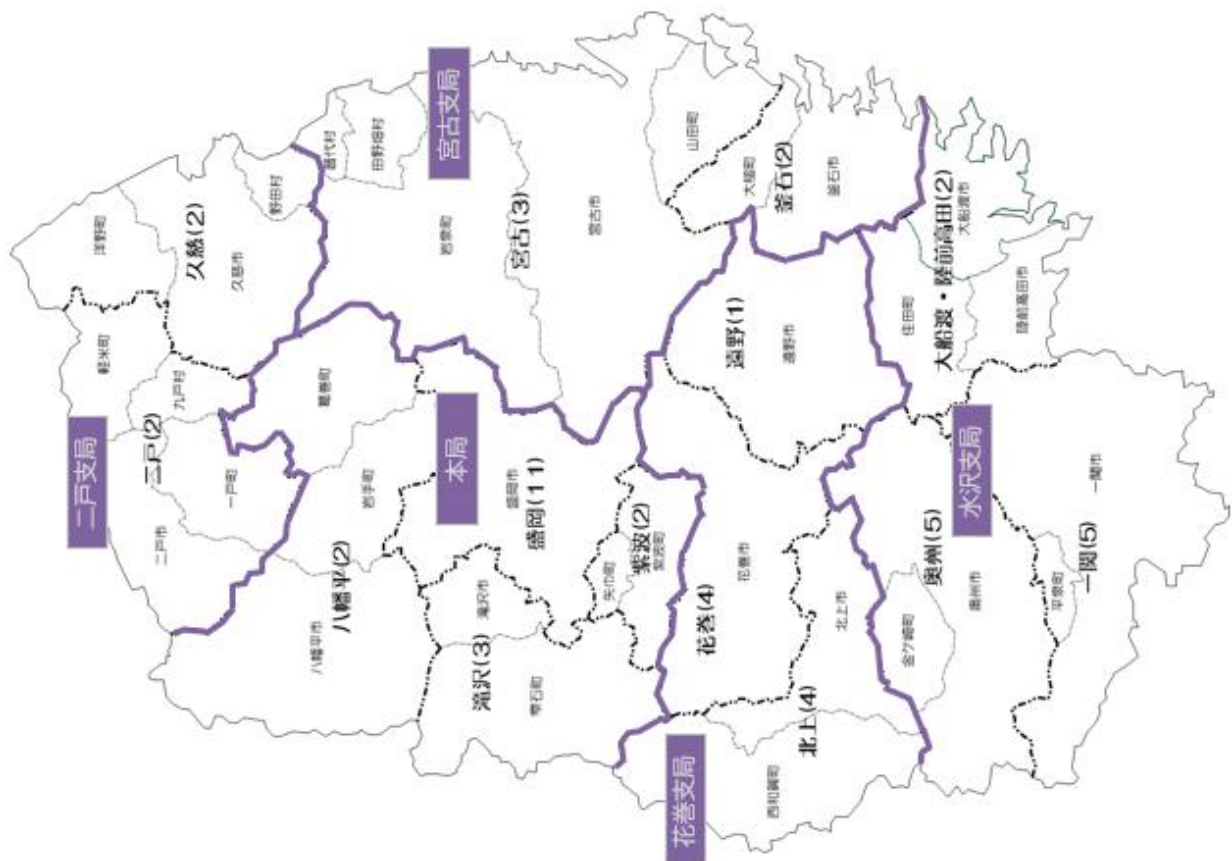
《衆議院選挙区》



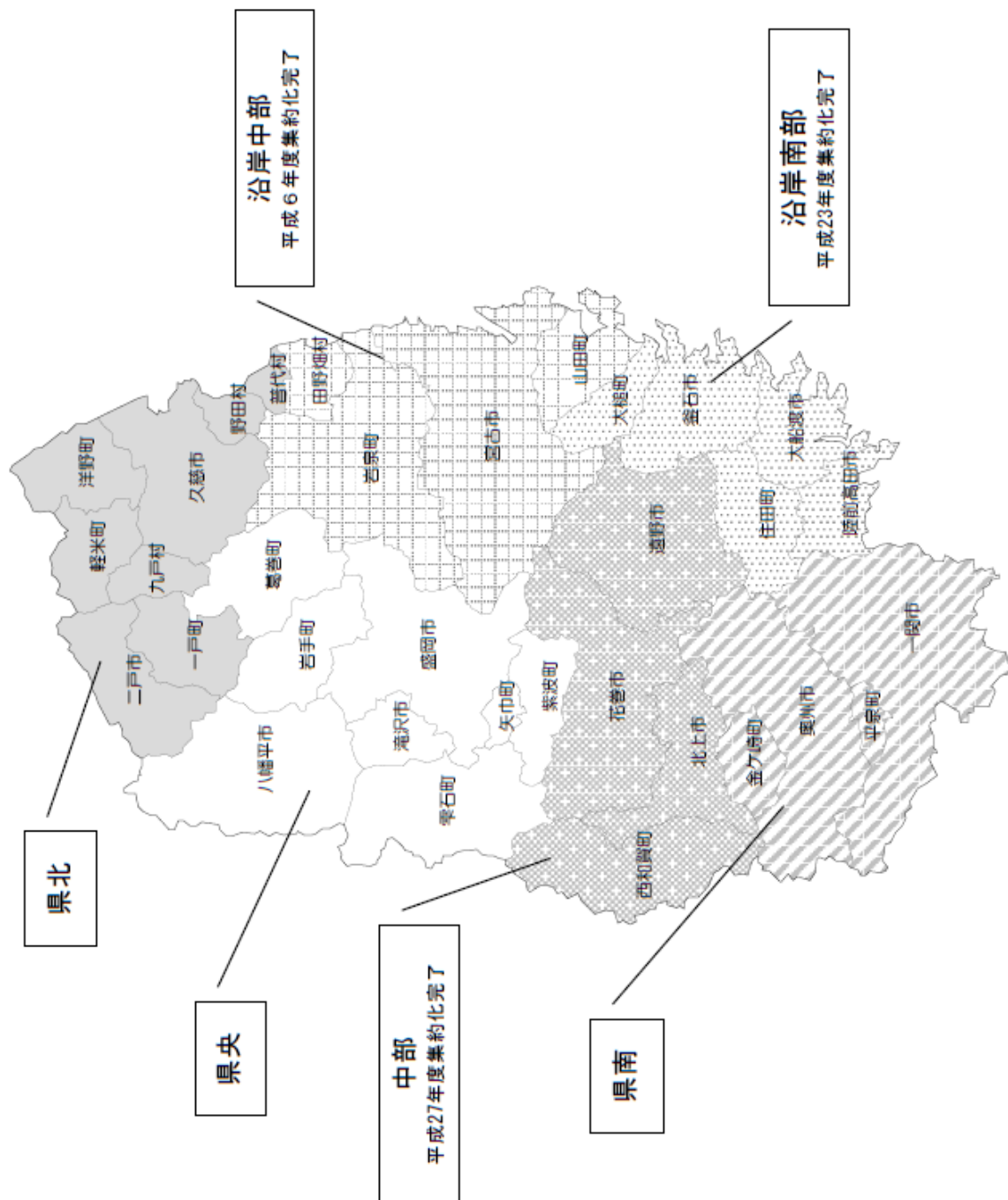
《旧 上閉伊郡の郡域》



《盛岡地方事務局の管轄（供託）》



《岩手県ごみ処理広域化計画における広域ブロックの区割り》



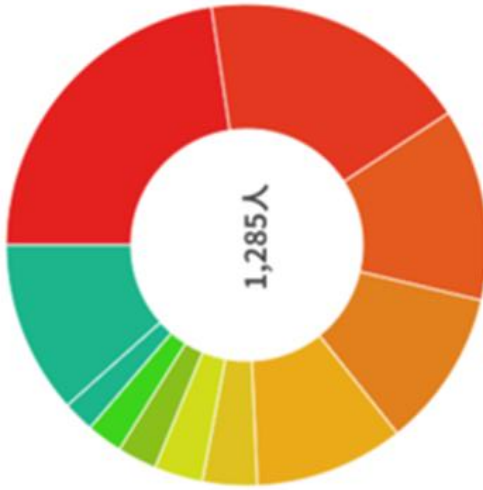
- 岩手県ごみ処理広域化計画は、市町村及び一部事務組合における一般廃棄物の広域処理を推進するための基本となる指針として、平成11年3月に策定されたもの。
- 当該計画において、ごみの減量化とリサイクルの推進を進め、焼却するごみ量の一層の削減を図るため、次の事項に配慮し、広域ブロックの区割りを設定しているもの。
- 1 広域化後の施設は、最低100トン/日以上、可能な限り300トン/日以上以上の規模とすること。
 - 2 通勤圏、商圏等、地域の生活行動圏の状況や運搬距離、交通事情等の状況など地域特性を考慮すること。
 - 3 既存区域行政組織の設置状況や業務内容など、これまで広域で処理されている行政事務及びその組織の状況を尊重すること。

《同一の管轄区域に遠野市、釜石市及び大槌町が含まれる国の行政機関》

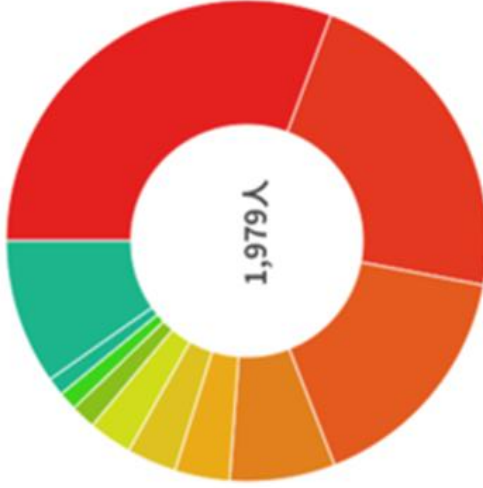
機 関 名	管 轄 区 域
盛岡地方検察庁	
花巻支部・花巻区検察庁	花巻市、北上市、西和賀町
遠野支部・遠野区検察庁・釜石区検察庁	遠野市、釜石市、大槌町
仙台国税局	
釜石税務署	遠野市、釜石市、大槌町
花巻税務署	花巻市、北上市、西和賀町
岩手労働局	
釜石労働基準監督署	釜石市、遠野市（宮守町を除く）、大槌町
花巻労働基準監督署	花巻市、北上市、遠野市のうち宮守町、奥州市（前沢、衣川を除く）、西和賀町、金ヶ崎町

《遠野市における通勤者・通学者で見る流入者数・流出者数の地域別行動割合（出典：RESAS）》

域内への流入者数



域外への流出者数



流入者数・流出者数の地域別構成割合

2020年 岩手県 遠野市
 通勤者・通学者で見る
 流入者数：1,285人
 流出者数：1,979人
 (流出超過数：694人)

【出典】

令和2年国勢調査（総務省）

【注記】

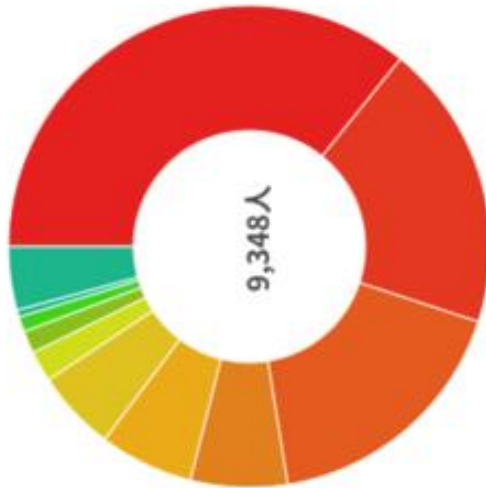
※ 「通勤者」とは、15歳以上の自宅以外の場所で就業する者をいう。

ただし、普段からテレワーク勤務が半分未満の場合は、勤め先の所在地が従業地となるため、通勤者に含まれるが、テレワーク勤務が半分以上の場合には、自宅を従業地とするため、通勤者には含まれない。

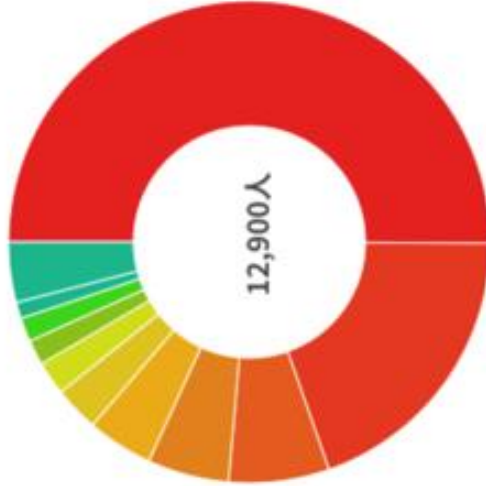
※ 「通学者」とは、15歳以上の、主に高等学校や専修学校、各種学校に通学する者をいう。

※ 「通勤者・通学者」とは、15歳以上の通勤者と15歳以上の通学者の合計をいう。

域内への流入者数



域外への流出者数



流入者数・流出者数の地域別構成割合

2020年 岩手県 花巻市
 通勤者・通学者で見る
 流入者数：9,348人
 流出者数：12,900人
 (流出超過数：3,552人)

【出典】

令和2年国勢調査（総務省）

【注記】

※ 「通勤者」とは、15歳以上の自宅以外の場所で就業する者をいう。

ただし、普段からテレワーク勤務が半分未満の場合は、勤め先の所在地が従業地となるため、通勤者に含まれるが、テレワーク勤務が半分以上の場合には、自宅を従業地とするため、通勤者には含まれない。

※ 「通学者」とは、15歳以上の、主に高等学校や専修学校、各種学校に通学する者をいう。

※ 「通勤者・通学者」とは、15歳以上の通勤者と15歳以上の通学者の合計をいう。



流入者数・流出者数の地域別構成割合

2020年 岩手県 釜石市
 通勤者・通学者で見る
 流入者数：3,744人
 流出者数：1,309人
 (流入超過数：2,435人)

【出典】

令和2年国勢調査（総務省）

【注記】

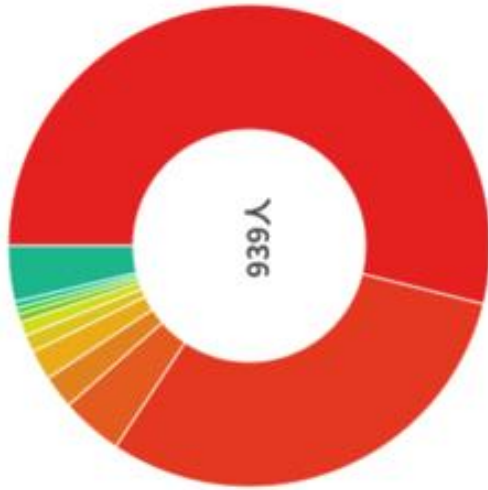
※ 「通勤者」とは、15歳以上の自宅以外の場所で就業する者をいう。

ただし、普段からテレワーク勤務が半分未満の場合は、勤め先の所在地が従業地となるため、通勤者に含まれるが、テレワーク勤務が半分以上の場合には、自宅を従業地とするため、通勤者には含まれない。

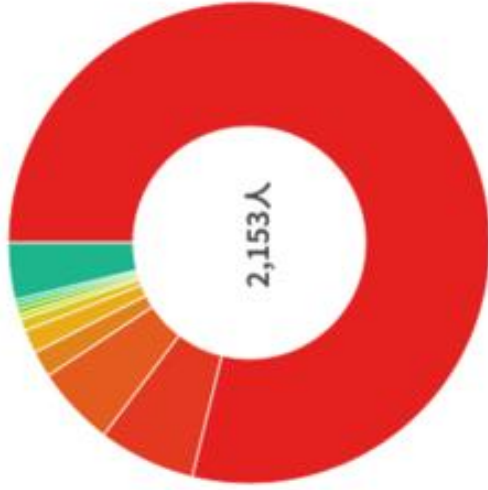
※ 「通学者」とは、15歳以上の、主に高等学校や専修学校、各種学校に通学する者をいう。

※ 「通勤者・通学者」とは、15歳以上の通勤者と15歳以上の通学者の合計をいう。

域内への流入者数



域外への流出者数



流入者数・流出者数の地域別構成割合

2020年 岩手県 大槌町
通勤者・通学者で見る
流入者数：939人
流出者数：2,153人
(流出超過数：1,214人)

【出典】

令和2年国勢調査（総務省）

【注記】

※ 「通勤者」とは、15歳以上の自宅以外の場所で就業する者をいう。

ただし、普段からテレワーク勤務が半分未満の場合は、勤め先の所在地が従業地となるため、通勤者に含まれるが、テレワーク勤務が半分以上の場合には、自宅を従業地とするため、通勤者には含まれない。

※ 「通学者」とは、15歳以上の、主に高等学校や専修学校、各種学校に通学する者をいう。

※ 「通勤者・通学者」とは、15歳以上の通勤者と15歳以上の通学者の合計をいう。

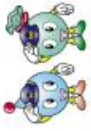
岩手県の人口動向

参考) 市町村別の転出状況

(令和7年度第2回人口問題対策本部会議資料掲載データをR6.10~R7.9月に更新)

○県外への転出状況は、東京圏（一都三県）、宮城県の順に転出が多い。
 ○市町村別の転出先は、盛岡市をはじめとして近隣の中心市への転出が多い。

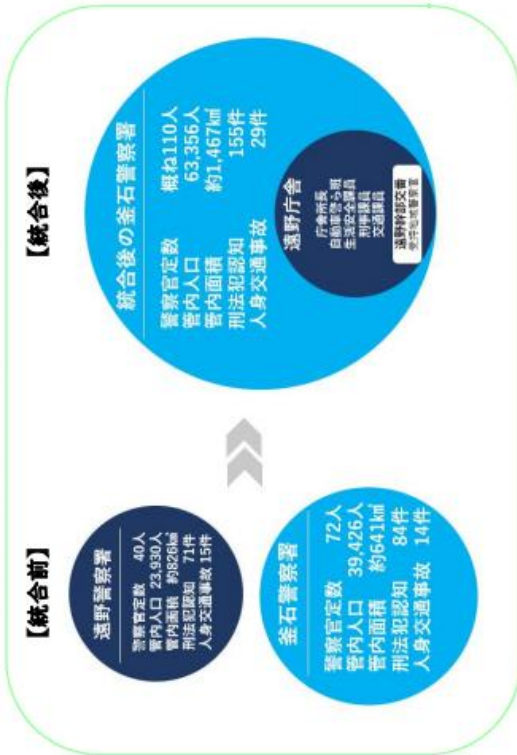
	市町村別県外転出者数				市町村別転出先の状況									
	総数	うち東京圏（一都三県）			1位		2位		3位		4位		5位	
		うち盛岡市	うち宮城県	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数
盛岡局	盛岡市	6,541	2,237	1,404	宮城県	1,404	東京都	1,055	滝沢市	656	青森県	456	神奈川県	442
	八幡平市	268	95	37	盛岡市	193	滝沢市	59	東京都	53	国外	42	宮城県	37
	滝沢市	901	306	171	盛岡市	728	宮城県	171	東京都	131	青森県	100	神奈川県	73
	雫石町	138	58	30	盛岡市	109	滝沢市	41	宮城県	30	東京都	27	北上市	14
	葛巻町	49	24	3	盛岡市	36	滝沢市	8	東京都	8	埼玉県	8	神奈川県	6
	岩手町	99	42	11	盛岡市	101	滝沢市	27	東京都	23	北上市	16	八幡平市	11
	紫波町	364	153	80	盛岡市	238	花巻市	92	矢巾町	81	宮城県	80	東京都	75
	矢巾町	432	151	78	盛岡市	308	紫波町	92	東京都	82	宮城県	78	花巻市	42
	花巻市	1,147	437	201	盛岡市	341	北上市	256	宮城県	201	東京都	190	奥州市	104
	北上市	1,941	587	353	盛岡市	353	盛岡市	341	宮城県	285	東京都	223	奥州市	178
県南局	遠野市	250	102	48	盛岡市	107	北上市	70	花巻市	59	宮城県	48	東京都	33
	一関市	1,651	484	651	宮城県	651	盛岡市	298	奥州市	203	東京都	200	北上市	117
	奥州市	1,389	485	335	宮城県	335	盛岡市	316	北上市	242	東京都	209	一関市	195
	西和賀町	54	23	12	北上市	27	盛岡市	18	宮城県	12	東京都	12	秋田県	5
	金ヶ崎町	268	83	52	北上市	104	奥州市	104	宮城県	52	花巻市	35	盛岡市	34
	平泉町	69	25	16	一関市	43	奥州市	24	宮城県	16	北海道	12	東京都	11
	宮古市	551	194	128	盛岡市	376	宮城県	128	東京都	99	花巻市	55	北上市	46
	大船渡市	446	125	157	宮城県	157	盛岡市	123	東京都	67	陸前高田市	42	北上市	40
	陸前高田市	231	77	88	宮城県	88	大船渡市	55	盛岡市	53	東京都	33	一関市	22
	釜石市	632	177	133	盛岡市	187	宮城県	133	国外	99	東京都	66	花巻市	47
沿岸局	住田町	35	14	9	盛岡市	13	大船渡市	9	宮城県	9	遠野市	7	陸前高田市	6
	大槌町	89	50	13	盛岡市	50	釜石市	41	東京都	22	北上市	20	宮城県	13
	山田町	162	46	36	盛岡市	60	宮古市	55	宮城県	36	青森県	19	埼玉県	16
	岩泉町	54	18	6	盛岡市	54	宮古市	19	東京都	11	田野畑村	10	山田町	8
	田野畑村	27	6	4	宮古市	13	盛岡市	10	滝沢市	6	岩泉町	5	宮城県	4
	久慈市	434	161	76	盛岡市	181	青森県	106	宮城県	76	東京都	69	神奈川県	42
	普代村	20	7	3	久慈市	21	田野畑村	5	盛岡市	5	野田村	4	山田町	3
	野田村	38	12	6	久慈市	29	盛岡市	8	普代村	6	宮城県	6	国外	6
	洋野町	208	72	23	青森県	70	久慈市	49	盛岡市	28	宮城県	23	神奈川県	23
	二戸市	316	99	55	盛岡市	160	青森県	86	宮城県	55	東京都	38	一戸町	31
県北局	軽米町	89	23	5	青森県	37	盛岡市	21	二戸市	20	東京都	8	一戸町	7
	九戸村	62	9	11	青森県	27	盛岡市	16	二戸市	13	宮城県	11	滝沢市	6
	一戸町	116	42	23	盛岡市	51	二戸市	44	宮城県	23	青森県	18	東京都	14



第5 金石警察署と遠野警察署の統合

5-1 警察署の統合

- ・ 数年後をめぐりに、金石警察署に遠野警察署を統合します。
- ・ 遠野警察署を分庁舎化し、「金石警察署遠野庁舎」として運用します。
- ・ 遠野庁舎に、遠野幹部交番を設置します。
- ・ 統合に併せて、遠野駅前交番及び縦横駐在所を遠野幹部交番に統合します。
- ・ 分庁舎化後、遠野庁舎を災害活動拠点として、移転・建替えします。



人口：岩手県ふるさと推測調査資料「岩手県住民基本台帳年報」（令和7年1月1日）
 刑法犯認知・人身交通事故件数～令和7年中の発生件数

5-2 警察署を統合する必要性

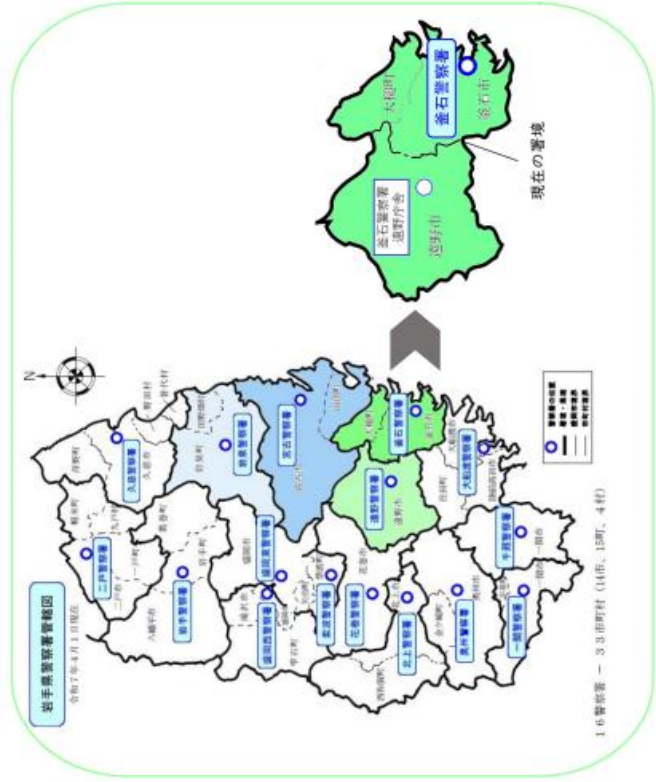
遠野警察署は、警察官定数40人と小規模の警察署で、日常業務に支障はないものの、夜間・休日の体制が脆弱であることや、大規模事件・事故への対応人員が不足していること、署所在地及び駐在所勤務員の他課への応援による弊害などの問題があります。

金石警察署と遠野警察署を統合することで現状の問題を解消し、スケールメリットを活かした効率的・効果的な警察活動を展開することができます。

5-3 警察署統合後の遠野市の治安体制

現遠野警察署の位置に金石警察署遠野庁舎を置き、遠野幹部交番を設置します。
 遠野市にある交番・駐在所については、統合に併せて遠野駅前交番及び縦横駐在所を遠野幹部交番に統合します。

- 遠野庁舎の体制
 幹部交番に受持地域警察官を配置するほか、自動車警ら班（パトカー一係）、生活安全課員、刑事課員及び交通課員を配置します。警察署の統合により、交番・駐在所勤務員の護送や捜査等への他課応援が抑制されますので、これまで以上にパトロール活動を強化するなど地域に密着した活動が可能となります。
- 許可等事務の取扱
 住民の利便性を確保するため、運転免許の更新、再交付申請及び記載事項変更手続きは、引き続き、遠野庁舎で行います。車庫証明、道路使用許可、緊急車両等の指定申請・届出等の交通関係の各種許可申請や届出、銃砲所持や風俗営業等を始めとする生活安全関係の各種許可申請や届出については、曜日を定めて、引き続き遠野庁舎で行います。



《遠野市が県南広域振興圏に含まれる考え方と検討の経過について》

ふるさと振興部
ふるさと振興企画室

岩手中部広域生活圏と遠野地域における産業の連続性

遠野市が県南広域振興圏に含まれる考え方と検討の経過について

1 考え方

釜石市や大槌町等の沿岸地域と比較して、県南地域の方に産業構造の類似性が強いこと等の理由により、現岩手中部広域生活圏とともに「県南広域振興圏」としてまいります。

出典：平成17年6月市町村要望（合併前の宮守村からの要望）に対する県の回答より抜粋

2 新しい広域圏における遠野地域に係る検討状況

- ・ 新たな広域圏の区域とその想定される将来像の内部検討において、遠野地域は、通勤、消費行動、保健医療等生活の交流地域が釜石地域から花巻・北上地域に移行しており、その実態を踏まえ、岩手中部地域と一体とし、遠野地域の持つ自然体験型産業等の特性を加味することにより県域外からの交流人口の増高を期待するなど、遠野地域の住民の移動範囲のほか、地域特性に応じた産業振興などを踏まえた圏域の検討がされている。
- ・ また、遠野地域の産業構造について、釜石地域と比較し、製造業（電気・機械系）や農業が強く、岩手中部地域と類似するなど、産業の類似性、連続性を踏まえた圏域の検討がされている。

【産業別産出額】 (単位：億円)

区分	岩手中部	遠野地域	釜石地域
製造業	8,208	775	1,614
電気・機械系	5,210	671	546
地場産業系	667	16	267
農業	274	70	4
米	142	17	1
野菜	37	6	1
果実	24	1	2
花さ	32	x	2
畜産	54	42	1
林業	9	7	5
水産	0	0	37

【特化係数】

区分	岩手中部	遠野地域	釜石地域
製造業	1.34	1.90	1.67
農業	2.18	3.93	0.12
林業	1.86	10.75	4.66
水産業	0.01	0.20	13.86

出典

製造品出荷額 岩手県の工業（令和6年）

電気・機械系：金属、はん用、生産用、業務用、電子、電気、情報、輸送
地場産業系：食料品、木材

農業産出額 生産農業所得統計（令和5年）

林業総生産 市町村民経済計算（令和4年）

水産業総生産 県民経済計算年報（令和4年）

関係法令

◆地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）

第90条 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

3～7略

第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

◆公職選挙法（昭和25年4月15日法律第100号）

第15条 都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。

2 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数（以下この条において「議員一人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。

3 一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であつても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。

4 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができる。

5 一の市町村（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、区（総合区を含む。第六項及び第九項において同じ。）。以下この項において同じ。）の区域が二以上の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における前各項の規定の適用については、当該各区域を市町村の区域とみなすことができる。

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。ただし、指定都市については、区の区域をもつて選挙区とする。

7 第1項から第4項まで又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

9 指定都市に対し第一項から第三項までの規定を適用する場合における市の区域（市町村の区域に係るものを含む。）は、当該指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とする。この場合において、当該指定都市の区域を分けるに当たっては、第五項の場合を除き、区の区域を分割しないものとする。

10 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

◆県議会議員の定数等に関する条例（平成14年3月29日条例第37号）

（議員の定数）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第90条第1項の規定により、県議会の議員の定数は、48人とする。

（選挙区及び各選挙区の定数）

第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第1項から第4項まで及び第8項の規定に基づき、県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。

選挙区		議員数
名称	区域	
盛岡	盛岡市	11人
宮古	宮古市 下閉伊郡山田町 下閉伊郡岩泉町 下閉伊郡田野畑村 下閉伊郡普代村	3人
大船渡・陸前高田	大船渡市 陸前高田市 気仙郡住田町	2人
花巻	花巻市	4人
北上	北上市 和賀郡	4人
久慈	久慈市 九戸郡野田村 九戸郡洋野町	2人
遠野	遠野市	1人
一関	一関市 西磐井郡平泉町	5人
釜石	釜石市 上閉伊郡大槌町	2人
二戸	二戸市 九戸郡軽米町 九戸郡九戸村 二戸郡一戸町	2人
八幡平	八幡平市 岩手郡葛巻町 岩手郡岩手町	2人
奥州	奥州市 胆沢郡金ヶ崎町	5人
滝沢	滝沢市 岩手郡雫石町	3人
紫波	紫波郡紫波町 紫波郡矢巾町	2人

附 則

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。ただし、第1条の規定は、平成15年1月1日から施行する。
- 2 選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、この条例の施行の際現に議員の職にある者について、その任期が終わるまでの間、なお従前の例による。

附則（平成17年7月11日条例第55号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - （1）（省略）
 - （2）（前略）第63条の規定 平成17年11月1日
 - （3）（前略）第64条（中略）の規定 平成18年1月1日
 - （4）～（6）（省略）

附則（平成18年6月26日条例第43号）

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成19年4月30日から施行する。
- 2 選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、この条例の施行の際現に議員の職にある者について、その任期が終わるまでの間、なお従前の例による。
- 3 県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成17年岩手県条例第2号）は、廃止する。

附則（平成23年3月16日条例第36号）

この条例は、平成23年9月26日から施行する。

附則（平成25年7月16日条例第59号）

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附則（平成26年7月11日条例第97号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。

附則（令和4年7月19日条例第32号）

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。
- 2 選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、この条例の施行の際現に議員の職にある者について、その任期が終わるまでの間、なお従前の例による。